

[illegible]

**こども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会の
専門委員(小規模保育事業者)を募集します**

大阪市では、こども基本法に基づき、包括的な視野から総合的なこども・若者や子育て支援施策を推進するため、令和7年度を始期とする「大阪市こども計画（令和7年度～令和11年度）」を策定します。

この計画の策定・見直しや進捗管理などについて、小規模保育事業者の方のご意見をいただくため、「こども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会」の専門委員を募集します。

締切：令和7年4月17日（木）必着

大阪市

こども青少年局企画部企画課（企画グループ）

募 集 要 項

- 1 応募資格：大阪市内で応募日現在、１年以上同一の小規模保育事業を運営されている方、または施設長の職にある方
- 2 募集人数：１名
- 3 任期：令和７年５月２３日から令和１０年５月２２日まで（３年間）
- 4 役割・報酬：年複数回、平日に開催する審議会（２時間程度）に出席していただきます。
審議会にご出席していただいた場合は、所定の報酬及び交通費（実費）をお支払いします。
- 5 応募方法：
・応募用紙に、「小規模保育事業の役割と課題について」をテーマにした作文（８００字程度）と、必要事項をご記入の上、郵便等による送付、または電子メールにてご提出ください（ＦＡＸではお受けできません）。
・作文については、様式は自由です。その他の項目については、応募用紙をご使用ください。
- 6 締切：令和７年４月１７日（木）必着
- 7 選考：
・専門委員（小規模保育事業者）の選考は、いただいた応募書類をもとに行います。
・結果については、可否に関わらず文書により通知させていただきます。（５月頃を予定）
・いただいた応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 9 提出先・問合せ：こども青少年局企画部企画課（企画グループ）
〒５３０－８２０１ 大阪市北区中之島１－３－２０
ＴＥＬ ０６－６２０８－８３３７
ＦＡＸ ０６－６２０２－７０２０（問合せのみ対応）
メール fb0002@city.osaka.lg.jp

※「こども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会」については、大阪市ホームページをご参照ください。
URL <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000266456.html>

参 考

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抜粋）
（市町村等における合議制の機関）
第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
２ 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
３ 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

こども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会
専門委員（小規模保育事業者）応募用紙

こども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会専門委員に次のとおり応募します。

令和７年 月 日

施設情報	事業所名	認 可 年月日		
	所在地（〒 ー ）			
	電話番号（日中の連絡先） ー ー			
	認可種別 小規模保育事業 A ・ B ・ C			
法人情報	法人名	設 立 年月日		
	代表者氏名			
	住 所（〒 ー ）			
	その他特徴			
ふりがな		運営者又は 施設長歴	年齢	性別 (任意)
応募者氏名 (役 職) ()		年 月～	歳	
応募動機				

※ご提出いただいた施設情報・法人情報・個人情報、こども・子育て支援会議教育・保育・子育て支援部会専門委員（小規模保育事業者）の選考に関する業務にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。なお、委員に就任いただいた方の氏名・事業所名等については公表いたしますので、ご了承ください。
※施設情報・法人情報の記載事項については、所轄庁に問合せをする場合があります。